

# 〈あきぎん〉スマートネクスト（一括借入型）利用申込書兼保証委託依頼書ご記入例

## ご注意事項

- ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
- 必ずお借入れをされるご本人さまがご記入ください。**
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
- 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしません。

ご記入例をご覧になり、漏れなくお書きください。

- 本人確認書類の写しと共にご返送・ご送信ください。
- なお、返済用預金口座同時申込みの場合は、同封する預金口座開設申込書と合わせて郵送によりご提出ください。**（本申込書の「FAX送信ページ」と記載されているページをご郵送ください。）
- FAXで送信される場合は、「FAX送信ページ」と記載があるページのみご送信ください。
- 本記入例はお申込後も保管してください。

お借入希望金額  
ならびにご返済  
回数をご記入く  
ださい。（返済  
額のシミュレ  
ーションはホーム  
ページでも可能  
です。）

半年ごとの増額  
返済（ボーナス  
返済）をご希望  
の場合のみご記  
入ください。

同封する「〈〈あ  
きぎん〉スマ  
ートネクスト（一  
括借入型）〉の  
ご案内〉をご確  
認のうえご署名  
ください。

〈あきぎん〉スマートネクスト（一括借入型）利用申込書兼保証委託依頼書

FAX送信ページ  
FAX番号 0120-799-662

株式会社秋田銀行 御中  
エム・ユー信用保証株式会社 御中（保証委託先）

申込日 平成 年 月 日

1 私は別紙記載の「金銭消費借契約（〈あきぎん〉スマートネクスト（一括借入型））」の預定および「銀行における個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社の保証により、貴行へ借入を申込みます。  
2 私は別紙記載の「保証委託約款」および「保証委託先における個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社へ保証委託を申込みます。  
3 返済用普通預金口座を新規開設する場合は、返済用普通預金口座番号欄は銀行において記入願います。  
4 私はこの申込にもなる審査の結果、契約できなくとも異議ありません。

おとこ 〃 - - TEL - -

お申込人  
生年月日 昭和・平成 年 月 日生 性別 男・女  
おなまえ (フリガナ)  
お勤め先 お勤め先 TEL - - -

お借入希望金額 10万円以上 500万円以下 万円 返済回数 回

うち 半年ごとの増額返済部分(※) (ご利用の場合) 万円 増額返済月 (※利用の場合) 1月と7月 2月と8月 6月と12月  
(注) 増額返済部分はお借入金額の50%までとなります。

取引店 返済用普通預金口座番号

契約に関する諸条件を確認のうえ、申込いたします。

ご署名

銀行使用欄

検印	係印	記載内容照合	店番	顧客番号
			受付番号	
			保証番号	
			実行年月日	

ご記入日をお書きください。

郵便番号、およびアパート・マンション名、部屋番号までお書きください。

返済用預金口座をお持ちの場合ご記入ください。（同時開設の場合、銀行において記入します。）

〈送付書類の確認〉FAX送信またはご郵送により書類を提出される前に、必要書類を再確認ください。

- 〈あきぎん〉スマートネクスト（一括借入型）利用申込書兼保証委託依頼書
- ご本人確認書類のコピー（以下に記載するいずれか）
  - 運転免許証（表・裏両面）
  - 健康保険証（表・裏）
  - 住民基本台帳カード（表・裏）
  - パスポート
  - 在留カード
  - 特別永住者証明書

〈ご郵送時の返送先〉  
〒010-8655  
秋田市旭北錦町1-42  
秋田銀行 リテール営業部 ローン業務チーム あて

# 〈あきぎん〉スマートネクスト（一括借入型）利用申込書兼保証委託依頼書

FAX送信ページ  
FAX番号 0120-799-662

株式会社秋田銀行 御中

エム・ユー信用保証株式会社 御中（保証委託先）

申込日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

- 私は別紙記載の「金銭消費貸借契約〔〈あきぎん〉スマートネクスト（一括借入型）〕の規定および「銀行における個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社の保証により、貴行へ標記ローンを申込みます。
- 私は別紙記載の「保証委託約款」および「保証委託先における個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社へ保証委託を申込みます。
- 返済用普通預金口座を新規開設する場合は、返済用普通預金口座番号欄は銀行において記入願います。
- 私はこの申込にともなう審査の結果、契約できなくとも異議ありません。

お 申 込 人	おところ 〒	—	TEL	—	—		
	(アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください)						
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	性別	男・女
	おなまえ (フリガナ)						
お勤め先		お勤め先 電話番号		TEL		—	—

お借入希望金額 10万円以上 500万円以下				万円	ご返済回数						回
------------------------------	--	--	--	----	-------	--	--	--	--	--	---

うち 半年ごとの 増額返済部分 <sup>(注)</sup> (ご利用の場合)				万円	増額返済月 (いずれかを選択) (ご利用の場合)	1月と7月	2月と8月	6月と12月
---	--	--	--	----	--------------------------------	-------	-------	--------

(注) 増額返済部分はお借入金額の50%までとなります。

取引店		返済用 普通預金 口座番号									
-----	--	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

契約に関する諸条件を確認のうえ、申しいたします。

ご署名	
-----	--

銀行使用欄

検印	係印	記載内容照合

店番		顧客 番号	
受付番号			
保証番号			
実行年月日			



## 銀行における個人情報の取扱いに関する同意条項

### 第1条 個人情報の利用目的について

申込者（申込者および契約者をいう。以下同じ。）は、銀行が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）にもとづき、申込者の個人情報（本申込後の変更内容および本申込前に取得した内容も含みます。以下同じ。）を、下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

#### 業務内容

- (1)預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2)投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3)その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

#### 利用目的

当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で利用いたします。

なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- (1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- (2)犯罪収益移転防止法にもとづくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4)融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8)お客様との契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため
- (9)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (12)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的が法令等にもとづき限定されている場合の取扱いは、当該法令等にしがいます。

- 銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

### 第2条 個人信用情報機関の利用登録等について

- (1)申込者は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
- (2)銀行がこの申込みに関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込者は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

- (3)申込者は、本申込みによる契約（以下、「本契約」という。）にもとづく下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から、5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- (4)申込者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- (5)前4項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）

#### ①銀行が加盟する個人信用情報機関

名称	ホームページ (URL)	電話番号
全国銀行個人信用情報センター	<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html">http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</a>	03-3214-5020

#### ②上記機関と提携する個人信用情報機関

名称	ホームページ (URL)	電話番号
株式会社 日本信用情報機構	<a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a>	0570-055-955
株式会社 シー・アイ・シー	<a href="http://www.cic.co.jp">http://www.cic.co.jp</a>	0120-810-414

### 第3条 個人情報の第三者提供について

#### 1 保証会社への第三者提供および保証会社からの第三者提供

##### (1)銀行より保証会社に提供される情報

申込者は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込者に関する下記個人情報が、保証委託する保証会社における下記利用目的のために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。  
〈申込者に関する個人情報〉

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書、契約書ならびに付属書類等本申込みにあたり提出する書類に記載されるすべての情報
- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込者の銀行における取引情報（過去のものを含む。）
- ④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

〈利用目的〉

- ①本申込ならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定のため
- ②保証取引の継続的な管理のため
- ③加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者へ提供するため
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- ⑤市場調査等研究開発のため
- ⑥取引上必要な各種郵便物の送付のため
- ⑦金融サービスの各種ご提案のため
- ⑧その他申込者との取引が適切かつ円滑に履行されるため

(2)保証会社から銀行に提供される情報

申込者は、本申込および本取引にかかる情報を含む申込者に関する下記個人情報、銀行における下記利用目的のために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。

〈申込者に関する個人情報〉

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、保証会社あての申込書、契約書ならびに付属書類等本申込みにあたり提出する書類に記載されるなどのすべての情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

〈利用目的〉

- ①保証審査結果の確認のため
- ②保証取引の状況確認のため
- ③代位弁済の完了確認のため
- ④その他第1条に定める銀行における個人情報の利用目的のため

2 債権譲渡にもなる第三者提供

ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、ほかの事業者等に移転することがあります。申込者は、その際、申込者の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のため利用されることに同意します。

第4条 金融商品等およびサービスのご案内について

申込者が銀行からのダイレクトメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されず、申込者からこれを中止するための申し出があった場合は、業務上必要な場合および以下の場合を除き、銀行からのご案内をいたしません。

- ①申込者が銀行の窓口等で、手続きをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。
- ②本取引に関する商品およびサービスのご案内のため

第5条 個人データの取扱いの委託等について

申込者は、銀行が第三者に個人情報の取扱いを委託する場合に、保護措置を講じたうえで、申込者の個人データの取扱いを当該委託先に委託することに同意します。

第6条 個人情報の開示・訂正・削除について

- (1)申込者は、銀行が別途定める手続きに従い、法令等にもとづき、銀行に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。
- (2)銀行が保有、登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者は、銀行が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者の求めに理由があることが判明した場合には、銀行は、当該個人データの訂正・削除をすみやかに行います。

第7条 同意条項に不同意の場合について

銀行は、申込者が、本申込書記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本申込みの受付をお断りすることがあります。ただし、第4条におけるご案内を中止するためのお申し出があった場合でも、これを理由に銀行が本申込をお断りすることはありません。

第8条 融資契約にいたらなかった場合の個人情報の利用・提供・預託について

申込者は融資契約にいたらなかった場合であっても、申込者が申込みした事実を、銀行が第1条、第2条、第3条および第5条のとおり、一定期間利用、第三者への提供および取扱いの委託をす

ることに同意します。

第9条 問い合わせ窓口について

第6条における申込者の個人情報の開示・訂正・削除の求めに関する問い合わせ、第4条におけるダイレクトメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申し出に関する問い合わせ、およびその他個人情報に関する問い合わせは、営業店ほか下記お客様サービスセンターに相談するものとします。

〒010-8655 秋田市山王三丁目2番1号  
株式会社秋田銀行 お客様サービスセンター  
電話：018-863-1212（受付時間：銀行休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）  
http://www.akita-bank.co.jp  
メールアドレス：info@akita-bank.co.jp

第10条 本同意条項の変更について

本同意条項について変更が生じた場合は、銀行は変更内容を申込者に通知または銀行が相当と認める方法により公告します。

個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)

第1条 (個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用)

- 1 エム・ユー信用保証株式会社（以下「エム・ユー信用保証」といいます。）は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」といいます。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」といいます。）に申込者および保証委託契約者（以下「申込者等」といいます。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 2 エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟先機関に提供します。
- 3 加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込情報（照会日から6か月以内）</li> <li>・ 本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間）</li> <li>・ 契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内）</li> <li>・ 取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本契約にかかる申込みをした事実（エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）</li> <li>・ 本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内）</li> <li>・ 債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）</li> </ul>

- 4 加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 5 申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
- 6 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称 株式会社 日本信用情報機構  
 連絡先 0570-055-955  
 ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp/>

名 称 株式会社 シー・アイ・シー  
 連絡先 0120-810-414  
 ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp/>

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称 全国銀行個人信用情報センター  
 連絡先 03-3214-5020  
 ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

## 第2条（個人情報の内容）

申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報を取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。

- ①申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家賃、家族情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。
- ②本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、あきぎんローン「スマートネクスト（カードローン型）」をお申込みの場合はカード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払期日、あきぎんローン「スマートネクスト（一括借入型）」お申込みの場合は借入要項。
- ③本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。
- ④本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するため、または本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。
- ⑤加盟先機関から取得した申込者等の個人情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）。
- ⑥申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類（本籍地情報を含みます。）の記載事項。
- ⑦エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。
- ⑧「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項（本籍地情報を含みます。）、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。
- ⑨登記簿等から取得した会社情報（代表者の氏名、生年月日を含みます。）、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

## 第3条（個人情報の利用目的）

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

- ①与信判断のため。
- ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。
- ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。
- ④申込者等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
- ⑤与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。
- ⑥エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

## 第4条（個人情報の第三者への提供）

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

- 1 エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。
  - ①株式会社秋田銀行（以下「銀行」という。）

②ホームページにて公表している提携会社。

③申込者等の親族等。

2 エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。

①第2条①から⑨の情報。

②与信評価情報。

3 エム・ユー信用保証から提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します（この場合、第3条にある「エム・ユー信用保証」を「提供する第三者」に読み替えます。）。ただし、提供を受けた第三者が申込者等の親族等である場合には、申込者等の所在確認のために限ります。

## 第5条（金融商品等およびサービスのご案内）

申込者等がエム・ユー信用保証からのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、エム・ユー信用保証からのご案内をしません。

①第3条⑤のご案内を行うとき。

②申込者等がエム・ユー信用保証にアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。

## 第6条（個人データの取扱いの委託等）

1 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務を第三者に業務委託する場合に、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の個人データの取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。

2 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務について第三者と提携している場合に、エム・ユー信用保証とエム・ユー信用保証の提携先（以下「両社」といいます。）が、情報提供に関する取決めをしたうえで、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の個人情報を除く、申込者等に関する信用状況および取引状況等の情報を両社が相互に提供することに同意します。

## 第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で、エム・ユー信用保証に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。

2 エム・ユー信用保証が保有・登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者等の求めに理由があることが判明した場合には、エム・ユー信用保証は、当該個人データの訂正・削除をすみやかに行います。

## 第8条（本同意条項に不同意の場合）

1 エム・ユー信用保証は、申込者等が、本保証委託契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることができるものとします。

2 第5条のダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合でも、これを理由にエム・ユー信用保証が本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることはありません。ただし、エム・ユー信用保証の金融商品およびサービス等の提供および営業案内を受けられない場合があることを申込者等はあらかじめ承認します。

第9条（本保証委託契約が不成立の場合の個人情報の利用・提供、預託）  
 申込者等は、本保証委託契約が不成立となった場合であっても、申込者等が本保証委託契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、エム・ユー信用保証が一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。

## 第10条（問合わせ窓口）

第5条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第7条における申込者等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問合わせは、エム・ユー信用保証コールセンター（03-6838-0005）まで連絡するものとします。

## 第11条（本同意条項の変更）

本同意条項について変更が生じた場合は、エム・ユー信用保証は変更内容をお客様に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認め



る方法により公告します。

※エム・ユー信用保証の個人情報保護方針については、エム・ユー信用保証のホームページで公表しております。

<http://www.mucg.co.jp/>

エム・ユー信用保証株式会社  
東京都新宿区西新宿 1 丁目 6 番 1 号

## 金銭消費貸借契約(くあきぎん)スマートネクスト(一括借入型)

### 第 1 条 (元利金返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金(利息には保証料を含む。以下同じ。)の返済のため、各返済日(銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済額相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額について前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、本借入に関する銀行の立替費用を第 1 項および第 2 項と同様の方法で支払うものとします。ただし、銀行は、別途銀行所定の方法で支払うことを請求できるものとします。

### 第 2 条 (保証料の支払)

借主がエム・ユー信用保証株式会社(以下、「保証会社」といいます。)に対し支払うべき保証料は、第 1 条により自動支払した利息のなから銀行を通じて支払うものとします。

### 第 3 条 (繰上返済)

- 借主がこの契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は原則として「あきぎんスマートネクスト(一括借入型)」ご契約内容のご案内(以下、「ご契約内容のご案内」といいます。)に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上返済日の 20 日前までに銀行へ通知するものとします。ただし、半年ごと増額返済併用の場合の繰り上げて返済できる日は、原則としてご契約内容のご案内に定める半年ごとの増額返済日とします。
- 一部繰上返済をする場合は、前項によるほか、次表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用の場合
①繰上返済できる金額	繰上返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記の A と B の合計額 A 繰上返済日につづく 6 か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 B その期間中の半年ごとの増額返済元金
②返済期日の繰り上げまたは返済額の減額	一部繰上返済した以降の各返済期日を上記①にもとづき繰り上げて返済した月数だけ繰り上げるか、一部繰上返済した以降の毎月返済額を減額するかは、繰上返済申込時に選択できるものとします。	

### 第 4 条 (利率の変更)

金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、借主または銀行は相手方に対し、ご契約内容のご案内記載の年利率を一般に合理的と認められる程度のもにに変更することについて協議をもとめることができます。

### 第 5 条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの契約による債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
  - 破産または民事再生手続開始の申立があったとき
  - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - 前 3 号のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、または自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき
  - 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差

押、また差押の命令、通知が発送されたとき

- 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明になったとき
- 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借主は銀行の請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - 借主が債務の一部でも履行を遅延したとき
  - 借主がこの条項その他銀行との取引約定に違反したとき
  - 第 14 条にもとづく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容があったとき
  - 前各号のほか、債務保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠ったり、銀行からの請求を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

### 第 5 条の 2 (反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

- 借主が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、借主と銀行の取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、借主は銀行からの請求によって、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

なお、この場合において、住所変更の届出を怠ったり、銀行側からの請求を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

### 第 6 条 (銀行からの相殺)

- 銀行はこの契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前 2 条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払戻しを受け、借主の債務の返済に充当することもできます。この場合、銀行は借主に対して払戻しおよび充当した結果を通知するものとします。
- 前 2 項によって相殺、払戻しおよび充当する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までと

し、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず、約定利率により1年365日とし、日割計算します。

#### 第7条 (借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺する場合、相殺計算を実行する日はご契約内容のご案内に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）とし、相殺できる金額および相殺計算実行後の繰り上げ等については、第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の20日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他債権の証書、通帳は直ちに銀行へ提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定等の定めによります。

#### 第8条 (債務の返済等にあてる順序)

- 銀行からの相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行はどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主からの返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済、または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

#### 第9条 (代り証書等の差入)

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって、証書その他の書類が紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差入れるものとします。

#### 第10条 (印鑑照合)

銀行がこの契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を、返済用預金口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第11条 (費用の負担)

この契約にもとづく取引に関し、金銭消費貸借契約にかかる印紙代および借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとし、銀行所定の日に払戻請求書等の提出なしに返済用預金口座から引落とし、あるいは借入金から差し引きのうえ、銀行または保証会社への支払にあてることに同意します。

#### 第12条 (届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化が生じたときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第13条 (成年後見人等の届出)

- 借主は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
- 借主は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意監督後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
- 借主は、借主について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
- 借主は、借主について、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって届け出るものとします。

- 前4項の届出の前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

#### 第14条 (報告および調査)

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主は借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたときは、報告するものとします。

#### 第15条 (返済延滞時の回収業務委託)

借主は、その返済が延滞した場合には銀行が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意します。

#### 第16条 (債権譲渡)

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託含む。）することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおりご契約内容のご案内に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

#### 第17条 (個人情報取扱いに関する同意書)

借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

#### 第18条 (合意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

以上

## 保証委託約款

保証委託契約者（以下、「私」という。）は、次の各条項を了承のうえ、株式会社秋田銀行（以下、「銀行」という。）との金銭消費貸借契約（〔あきぎん〕スマートネクスト（一括借入型））（以下、「原契約」という。）にもとづき、私が銀行に対し負担する債務については、エム・ユー信用保証株式会社（以下、「貴社」という。）に保証を委託します。

#### 第1条 (委託の範囲)

- 私が貴社の保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき、私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。
- 原契約の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約にかかる貸付を実行したときに成立するものとします。
- 本契約にもとづく保証委託の効力は、原契約にもとづき私が銀行に対し負担する債務が残存する間、存続するものとします。

#### 第2条 (債務の弁済)

貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金とともに相違なく支払い、貴社に一切負担をかけません。

#### 第3条 (反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること



2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③本契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

#### 第4条（中止・解約・終了）

- 1 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社への通知に代えるものとします。
- 2 私が前条（第1項）に規定する暴力団員等であることが判明した場合、および下記の各号の一にでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約することができます。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑥私が銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由が生じた場合
- 3 前二項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
- 4 原契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
- 5 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
- 6 第1項又は第2項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

#### 第5条（代位弁済）

- 1 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- 2 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が貴社に継承されることに異議ありません。
- 3 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

#### 第6条（求償権）

- 1 前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに貴社に支払います。
  - ①前条により貴社が代位弁済した全額
  - ②貴社が代位弁済のために要した費用の総額
  - ③前二号の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算）による遅延損害金
  - ④貴社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額

#### 第7条（求償権の事前行使）

- 1 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権

を行使されても異議ありません。

- ①銀行または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき
- ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき
- ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④原契約または本契約の条項に違反したとき
- ⑤その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき

- 2 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

#### 第8条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は貴社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

#### 第9条（通知義務等）

- 1 私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 2 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。
- 3 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに貴社に届出いたします。
- 4 私が前項の届出を怠ったため、貴社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

#### 第10条（成年後見人等の届出）

- 1 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
- 2 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
- 3 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出いたします。
- 4 私またはその代理人は、前項1から3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 5 前各項の届出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけません。

#### 第11条（公正証書の作成）

私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

#### 第12条（管理・回収業務の委託）

私は、貴社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

#### 第13条（債権の譲渡）

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

#### 第14条（規約の変更）

- 1 約款の内容を変更した場合、貴社は私に通知または貴社が相当と認める方法により公告します。
- 2 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が原契約にもとづく取引をした場合、貴社は私がその変更内容を承認したものとみなします。

#### 第15条（費用の負担）

私は貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、かかる費用の支払いは貴社の所定の方法に従います。

#### 第16条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、訴額に関わらず貴社本支店（営業所も含む。）所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。